

高知工業高等専門学校教務委員会規則

制 定 昭和43年 4月 1日

一部改正 平成28年 2月18日

(設置)

第1条 高知工業高等専門学校に、高知工業高等専門学校教務委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(目的)

第2条 委員会は、本校における教育を円滑に遂行するために必要な事項を審議し、基礎教育及び各コース間の連絡調整を図るとともに問題の処理にあたる。

(審議事項)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) 教育課程の編成及び実施に関すること。
- (2) 学業の履修及び成績に関すること。
- (3) 指導要録に関すること。
- (4) 入学、転科、休学、退学、転学、留学及び卒業に関すること。
- (5) 校外実習及び見学旅行に関すること。
- (6) 学校行事を総括調整すること。
- (7) その他教務に関し、委員長が必要と認める事項。

(組織)

第4条 委員会は、次の委員で組織する。

- (1) 教務主事
- (2) 教務主事補佐
- (3) 専攻科長
- (4) 校長が指名する教員 若干人
- (5) 学生課長
- (6) その他教務主事が必要と認めた者

2 前項第4号及び第6号の委員は、校長が命ずる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、教務主事をもって充てる。

2 委員長は、委員会を主宰する。

(任期)

第6条 第4条第1項第4号の委員の任期は、1年とし再任を妨げない。ただし委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員以外の出席)

第7条 委員長は必要に応じて委員以外の者を出席させることができる。

(事務)

第8条 委員会に関する事務は、学生課において処理する。

附 則

この規則は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和48年8月17日から施行し、昭和48年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年4月5日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。